利根上流国有林の地域別の森林計画書(案)

(利根上流森林計画区)

自 令和8年4月1日

計画期間 至 令和18年3月31日

関東森林管理局

利根上流国有林の地域別の森林計画は、森林法(昭和26年法律第249号) 第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関 東森林管理局長がたてた、利根上流森林計画区の国有林についての森林の 整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの 10年間である。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 一は、該当がないものである。

利根上流森林計画区の位置図



I	計画の	D大綱	
	1 森林	木計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2 前記	十画の実行結果の概要及びその評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3 計画	国樹立に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Π	計画	事項	
	第1 言	十画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	第2 系	条林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・	9
	(1)	森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(2)	森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
		計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
		その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	第3 系	条林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1 系	条林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
		立木の伐採(主伐)の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
		立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
		その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
		造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
		人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
		天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
		その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
		間伐及び保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
		間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
		保育の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(3)	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	4 4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(1)		20
		その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
		林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
		効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準	
		ひで作業システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(3)	林産物の搬出方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(4)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法・・	24
		その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	6 系	森林施業の合理化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	25
	(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針・・・・・・・・・・・	25
	(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

(4)社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\cdots 25
(;) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 25
第4	森林の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1	森林の土地の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(]) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・・・	26
(2)森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林	
	及びその搬出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(;) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(4) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2	保安施設に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(]) 保安林の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(2)保安施設地区の指定に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(;) 治山事業の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(4) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(]) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(2) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(])森林病害虫等の被害対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 32
)鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
)林野火災の予防の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 5	計画量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	間伐面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 33
3	人工造林及び天然更新別の造林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 33
4	林道等の開設及び拡張に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 37
(])保安林として管理すべき森林の種類別面積等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 37
(2)保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等・・・・・・・	39
(;) 実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第6	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 40
1	保安林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 40
2	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 43
別ā	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
別ā	2 鳥獣害防止森林区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
別ā	3 指定施業要件を定める場合の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
別ā	4 指定施業要件における伐採の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
別ā	5 自然公園区域内における森林の施業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
別ā	6 砂防指定地等の森林の施業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66

附属参考資料

/1. 4 -> 4	
1 森	妹計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	市町村別土地面積及び森林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	地況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	土地利用の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	産業別生産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	産業別就業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 森	*林の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	7.7 6 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
(2)	制限林普通林別森林資源表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	
	制限林の種類別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	樹種別材積表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6)	
(7)	森林の被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	*業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	
(3)	A CARLOS CARLOS CONTRACTOR CONTRA
(4)	**************************************
(5)	作業路網等の整備の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	「期計画の実行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	
(2)	
	人工造林及び天然更新別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	林道の開設及び拡張の数量······
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	大地の異動状況(森林計画の対象森林)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	森林より森林以外への異動·······
(2)	森林以外より森林への異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
o *	・ 株資源の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	分期別伐採立木材積等····································
(2)	刀朔別朔目貝侭衣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$7 \rightarrow$	三伐(皆伐)上限量の目安量(年間)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<i>(</i> +	*1 X (百 1 X) (PR 里 V)日 女 里 (十月日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、群馬県の北部に位置し、利根川広域流域に属している。東は栃木県の鬼怒川森林計画区、西は吾妻森林計画区、南は利根下流森林計画区、北は新潟県の中越森林計画区及び福島県の会津森林計画区にそれぞれ接し、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の1市1町3村を包括している。

当計画区の総面積は、177千haで群馬県面積の28%を占めている。森林面積は152千haで、うち国有林は97千haであり、森林面積の64%を占めている。

(2) 自然的背景

ア地勢

(ア) 山系

当計画区の主な山系は、北西部に三国山脈、北東部から南東部にかけて那須火山帯に属する火山が連続している。

三国山脈には、西から北にかけて稲包山(1,598m)、平標山(1,984m)、世かららまだり (1,926m)、石川岳(1,977m)、丹後山(1,809m)、大水上山(1,831m)、平ヶ岳(2,141m)等を連ねる稜線が新潟県境となり、北東部の尾瀬ヶ原、尾瀬沼等を横断し、黒岩山(2,163m)に至る区間が福島県境で、黒岩山から分岐した南方には那須火山帯に属する日光白根山(2,577m)、皇海山(2,144m)、袈裟丸山(1,961m)が連なり、栃木県境となっている。また、計画区の中央北部の、至仏山(2,228m)、笠ヶ岳(2,057m)は非火山であり、計画区中央部の独立峰である武尊山(2,158m)、南西部の子持山(1,296m)、南部の赤城山塊(最高峰は黒檜山(1,828m))は那須火山帯に属する。

これらの山系は、地域のシンボルである谷川岳、武尊山を始め美しい山岳景観を呈しているほか、日本百名山に名を連ねている名山も多く、登山者や観光客等で賑わっている。

また、これらの山系に広がる国有林を始めとした森林についてみると、奥地は自然度の高い天然生林が広範囲に保存されており、希少猛禽類の生息が確認されているなど、森林生態系の保全が強く求められている。一方、里地近郊の森林にあっては、スギやカラマツなどの人工林を適切に整備することにより、水源涵養機能の維持・増進を図るとともに、木材の安定供給が期待されている。さらに、豊富な積雪を活用したスキー場等のレクリエーションの場や森林とのふれあいの場の提供など保健・文化・教育的な利用が期待されている。

(イ) 水系

当計画区の主な水系は、当計画区の最北端に位置する大水上山の三角雪渓を源とする たれがた 利根川が計画区のほぼ中央を南流し、東部及び南部の各支流を集めた片品川及び西部の各支 流を集めた赤谷川がそれぞれ沼田市付近で利根川に合流し、関東平野を流下し太平洋に注い でいる。

これらの水系には、矢木沢ダムを始めとする奥利根ダム群と呼ばれている5基の多目的ダムと2基の発電用ダムが建設されている。国有林は、これら各河川、ダム群の源流域にあり、

首都圏の水がめである水源地域として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区の主な地質は、北部の山岳地帯では堆積岩である奥利根中生層の頁岩、砂岩を基盤に深成岩である花崗岩類、火成岩である安山岩類が広く分布している。

東部の白根山塊から袈裟丸山にかけては流紋岩類が広く分布し、一部には安山岩類も見られる。

西部の谷川岳及び三国山から赤谷川上流域にかけては、中生代の谷川層及び新第三紀の赤谷層が分布し、これらを貫いて流紋岩類、関緑岩類等が分布している。

また、至仏山や谷川岳には蛇紋岩が分布し、蛇紋岩地特有の固有植物も見られる。

南部の赤城山塊は、安山岩類、火山噴出物及び火砕流堆積物からなっている。

中央部の武尊山は、安山岩類が分布している。

主な河川の周辺には、第四紀の礫、砂、関東ローム等の中位、高位段丘堆積層が分布している。

(イ) 土壌

当計画区の主な土壌は、褐色森林土が最も多く分布し計画区全体の6割を占めている。次いで黒色土、雪崩の影響を受けた受触土、酸性度の高いポドゾル・ポドゾル化土壌の順となっており、一部に地下停滞水の影響を受けたグライ土壌がわずかに見られる。

褐色森林土は標高 500~1,500m前後にかけて広く分布し、武尊山、笠ヶ岳等の山腹には暗色系褐色森林土が見られる。

黒色土は、赤城山や大峰山の緩斜面にまとまって分布している。

ポドゾル・ポドゾル化土壌は、標高 1,000m前後のやせ尾根付近に乾性型が、標高 1,700m 以上の残丘面に湿性型が見られる。

山間部は多雪地のため、30°以上の急傾斜地では受触土が多く、計画区の西部から北部の山岳地帯は、豪雪地帯であることに加え急傾斜地が多いことから、基岩の露出した岩石地が多く分布している。

ウ 気候

当計画区の北部山岳地域は、日本海側型気候域に属する多雪地帯であり、年平均気温は、約 10 ℃である。年間降水量は、約 1,700 mmで、冬季の降雪による割合が高く、積雪深は 2.0~3.0 mに達する。

一方、沼田台地を中心とした南部は、太平洋側型気候を呈しており、年平均気温は約 13℃である。年間降水量は、約 1,100 mmで、冬季の降水量は少なく、乾燥した季節風が強い。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約26千haで立木地面積の31%を占め、樹種別にはカラマツ40%、スギ24%、ヒノキ9%、アカマツ7%、その他20%となっている。

齢級配置は、 $I \sim IV$ 齢級 $(1 \sim 20$ 年生) が 3%、 $V \sim VIII$ 齢級 $(21 \sim 40$ 年生) が 7%、IX 齢級以上 (41 年生 \sim) が 90% となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。スギは一般的に良好に生育しており、ヒノキは子持・南郷地区の生育が良好である。

カラマツの生育状況は一般的に中庸であり、昭和 40 年代に積極的に植栽された林分が利用 期を迎えているが、北向きの急傾斜地、多雪地及び標高の比較的高い箇所では生育が劣り、広 葉樹の侵入が多く見られるため、森林の整備等に当たっては、国土保全、水源涵養機能の維持 ・増進に配慮し、林分の状況に応じて広葉樹を活かした森林の育成も検討する必要がある。

一方、ツキノワグマの剥皮被害やニホンジカの食害などの森林被害が年々増加しており、 若齢林分から壮齢林分まで全般にわたり食害や剥皮等の被害を受けているため、国土保全、 水源涵養機能の維持・増進を図るため、被害の状況に応じた対応が求められている。

また、人工林内で希少猛禽類の生息が確認されている地域では、当該希少猛禽類の生息環境の保全に配慮した森林施業が求められている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約59千haで立木地面積の69%を占めている。標高700~800mの地域は、コナラ、クリ、カエデ類等の二次林が大部分を占め、上部にイヌブナ等が生育している。

標高800~1,500mの地域は、ブナ、ミズナラ、カンバ類が主で、沢沿いにはサワグルミ、トチノキ等が生育している。特に、武尊山を中心とし地域では、ブナが優占している。

また、みなかみ町の宝川、楢俣川流域などには、面積は少ないもののアスナロが群生しており、尾根筋には大径のキタゴョウやネズコ等が優占している。

主に笠ヶ岳、武尊山、日光白根山等の周辺の標高1,500m以上になると、アオモリトドマツ、 シラベ、ダケカンバ等の亜高山性の樹木が多く生育している。

当計画区内のみなかみ町湯檜曽地区において、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が確認されて以来、年々被害が拡大している傾向にある。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は77千人で、群馬県人口の4%を占めている。(令和2年国勢調査)

産業別の就業者割合は、第1次産業が16%、第2次産業が23%、第3次産業が61%となっており、県平均と比較して、第1次産業の割合は高いが、第2次産業の割合は低く、第3次産業の割合はほぼ同程度である。

イ 土地の利用状況

当計画区の土地面積約177千haのうち、森林が86%を占め、森林率は県内4森林計画区の中で最も高い。

また、国有林面積は97千haで、総森林面積の64%を占めており、森林面積に対する国有面積に 割合も県内各森林計画区の中で最大である。

ウ 交通網

当計画区の鉄道網は、JR上越新幹線が首都圏と新潟県を結び(当計画区での設置駅は「上毛高原駅」)、在来線ではJR上越線が高崎市と長岡市を結んでいる。

基幹道路は、南北方向では関越自動車道及び国道17号が首都圏と新潟県を結んでいるほか、 西方では国道145号が吾妻地域へ、東方では国道120号が栃木県に通じている。また、これらの基 幹道路と県市町村道が連結し、地域の経済活動の動脈としての役割を担っている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、農林業と観光関連サービス業に支えられており、特に第3次産業の就業 者数は高い比率を占めている。

第1次産業は、赤城山麓の高原野菜、沼田市近郊のこんにゃくいも、りんごを始めとする果樹栽培など農業が主体となっている。

第2次産業は、沼田市を中心とする木材関連工場等が多い。

第3次産業は、温泉や山岳景観などに恵まれた観光資源と高速交通網の整備が相まって観光 関連産業が主体となっている。

このような中で、国有林はスキー場などの森林レクリエーションの場を提供するなど、地域 振興に重要な役割を果たしている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の森林面積は区域面積の86%を占め、所有形態別にみると、国有林が64%、民有林が36%であり、林種別ではブナ、ミズナラ等の天然生林が森林面積の69%を占めており、スギやカラマツ等の人工林が31%で、中でもカラマツの比率が高いことが特色である。

原木市場は、当計画区には無いものの前橋市や渋川市、藤岡市の原木市場等へ安定的な原木の供給が行われている。また、当計画区内には10社の製材工場があり、沼田市を中心に木材産業が盛んな地域である。さらに、平成27年に木材コンビナート(ウッドビレジ川場)が整備され、「製材事業」、「発電事業」、「温室事業」の3つの事業を柱に木材資源及び未利用林地残材の利用に向けた取組が積極的に行われている。加えて、令和3年には「SGEC森林認証制度」による「CoC森林認証」を取得し、適切な管理で木材の加工流通と持続可能な森林経営が継続されている。

また、特用林産物の生しいたけ、まいたけ、なめこ等のきのこ類は全国でも有数であり、これらのほか、山菜等の生産も盛んである。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分(令和3年度~令和7年度)における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(令和7年度は、実行予定を計上した。)

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、伐採面積の縮小や森林のモザイク的配置等に配慮し、計画的かつ効率的な実施に努めて きたが、計画していた公有林野等官行造林地において伐採又は持ち分譲渡の調整が継続とされ、前 計画期間中では不実行となり、計画量を下回った。

また、間伐は、適正な本数密度や公益的機能の維持・増進を図るため、優先的な箇所や集約施業が可能な箇所等において積極的に実施してきたが、結果的に計画量を下回った。

単位 材積:m 面積:ha

			十四 717	IR·III 四/R·III	
□ /\	前計画の前	汀半5か年分	実行結果		
区分	主伐	間(伐	主伐	間伐	
伐採量	319,000	368, 000	233, 085	173, 507	
(間伐面積)		(4, 575)		(1, 871)	

(2) 人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、確実な更新を図るため苗木の需給計画とも連携し、積極的に実施してきたが、主 伐面積の減少、森林作業道等の設置等による造林除地の確保、一部では天然更新が確実で有効と認 められる伐採跡地の更新種の振替もあり、計画量を下回った。

天然更新は、前計画期間以前の天然更新対象箇所において、更新完了基準を満たさず稚幼樹の生育状況の経過観察を行っていたが、更新状況の一斉点検を行い更新完了が確認できた箇所について、更新完了の手続きを了したことから、計画量を上回った。

単位 面積:ha

	前計画の前	半5か年分	実行	結果
区分	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	874	108	344	133

(3) 林道等の開設及び拡張(改良)の数量

林道等の開設については、森林整備を優先すべき箇所と既設路網の配置等も含め検討しつつ、路網整備を優先的に実施する必要性のある箇所を選定し実施したため、結果的に計画量を下回った。 林道等の拡張については、開設と同様に森林整備の優先度、既設路網の耐久性等を検討し、優先すべき7路線の拡張を実施したが、結果的に計画量を下回った。

単位 開設:m 拡張:路線数

₽ /\	前計画の前	半5か年分	実行	結果
区分	開設	拡張	開設	拡張
林道	46, 020	35	1, 388	7
うち林業専用道	46, 020	_	1, 388	2

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

治山事業(保安施設(渓間工・山腹工))の実施については、必要な地区について計画したが、 集中豪雨等による災害発生の状況を含め、保全対象とする施設等の保護など緊急的、優先的に実施 すべき地区を選定し事業を実施したため、結果的に計画量を下回った。

単位 地区数

区分	前計画の前	半5か年分	実行	結果
区分	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地区数	118	_	10	_

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質 生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、 多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階に ある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後 の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が 一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとする。

この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を 活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 市町村別面積

単位 面積:ha

区		分		面	積	備	考
総		数			96, 661. 11		
,	沼	田	市		25, 582. 50		
市町	片	品	村		8, 889. 87		
村 別	Ш	場	村		4, 354. 17		
内訳	昭	和	村		1, 155. 32		
н/ С	みな	かみ	町		56, 679. 25		

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
 - 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局及び利根沼田森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。 具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。 なお、地球環境保全機能については、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の 働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に 憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が 整備されている森林

才 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等 を促す場としての森林

力 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。

各機能の高度発揮を図るため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林 資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、 重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状 況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・ 間伐及び主伐と再造林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を 適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、 保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病害虫や野生鳥獣による被害防止対 策等を推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、以下のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、 湧水地及び渓流等の周辺に存在する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林と して整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林 の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林 床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、 天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する 森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果 が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進 する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を 果たしている森林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林 公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レ クリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に 応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

才 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

力 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり 特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、 生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積:ha

	区 分	現 況	計画期末
	育成単層林	21, 999. 41	21, 562. 87
面積	育成複層林	5, 548. 27	6, 005. 17
	天 然 生 林	58, 371. 52	58, 351. 16
	森林蓄積 m³/ha	161	162

- (注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、 以下のとおり。
 - (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採 し、人為**1により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(以下 「育成単層林へ導くための施業」という。)。

^{※1 「}人為」とは、植栽、更新補助(落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※1}を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として人為により成立させ維持する施業(以下「育成複層林へ導くための施業」という。)。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(以下「天然生林へ導くための施業」という。)。 この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- 2 現況については、令和7年3月31日現在の数値である。
- その他必要な事項 特になし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林(森 林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林をいう。)については、制限の範 囲内で必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないよう、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐 採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の 面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育 している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。
- g アカマツの天然下種更新やコナラ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然 更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等につ いて十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼ う芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内(伐採後に人工造林により更新する場合は40%以内)とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に 努める。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b 複層伐

・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐 採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、 1 伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1 ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の2 倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。

- ・ 林地や渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等 の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、 母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項による。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林 については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位:年

						1 1 1
			樹	種		
地区	スギ	ヒノキ	アカマツクロマツ	カラマツ	その他針葉樹	その他広葉樹
全域	35	40	35	40	60	15

(注) 「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

(3) その他必要な事項

特になし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してからおおむね2年以内に効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合すると ともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たっては、可能な限り特定苗木やその他の花粉の少ない苗木 (無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木等) の増加に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等 に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、 苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られる よう実施する。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、保安林の指定施業要件で植栽本数の下限が定められている場合は、その本数以上とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

工 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や 生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の獣害防止施設等の整備や捕獲等を 行う。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備等を推進する。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえた有用天然木又は高木性の天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、 稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行う。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の有用天然木及
天然下種第2類		び高木性の天然木が5,000本/ha 以上林地にほぼ均等に成立した
ぼ う 芽	搬出完了後3年目	ときとする。

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類:天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
 - 2 天然下種第2類:天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。
 - 3 ぼ う 芽:主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉(隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や林冠がうっ閉する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

なお、樹冠疎密度が10分の8以上の林分を対象とし、間伐率は材積比35%を超えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の樹冠の密度が10分の8以上に回復することが確実と認められる範囲内の伐採率とする。

14:1	釬		間伐時	期(年)		間伐の方法
樹種	種	初回	2回目	3回目	4回目	○風害のおそれがある場合、国土保
ス	ギ	30	40	(50)	(65)	全上支障がある場合、その他特別な 事情がある場合を除き、列状間伐と 、
۲,	ノキ	35	45	(55)	(65)	する。
アカ	マツ	35	45	(55)	(65)	○間伐率は、材積比20~35%とする。
カラ	マツ	25	35	(45)	(60)	

(注) ()は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、下表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	/ 广光廷					経		過	ž	数	(年	≡)				
植栽樹種	作業種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	下刈					\rightarrow										
スギ	つる切						\leftarrow		Δ				Δ			\rightarrow
	除伐							\leftarrow		Δ				Δ		\rightarrow
	下刈	\leftarrow				\rightarrow										
ヒノキ	つる切						\leftarrow		Δ				Δ			->
	除伐							\leftarrow		Δ					Δ	→
	下刈	\leftarrow			\rightarrow											
アカマツ カラマツ	つる切					\leftarrow		Δ				Δ				\rightarrow
	除伐						←		Δ					Δ		\rightarrow

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行う。
 - 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
 - 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
 - 4 実行に当たっては、次の点に留意する。
 - (1)下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
 - (2)除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、 林地の保全に配慮した適切な作業を行う。
 - (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
 - 5 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施する。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

- 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに 別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区 域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置に ついてできるだけまとまりをもたせて定める。
- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
- (ア)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林の区域

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地 域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてで きるだけまとまりをもたせて定める。
- (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 保健・レクリエーション機能又は文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。
- ③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域別表1の3のとおり定める。
- イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法 公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

公益的機能別施業綠外						
① 水源涵養機能	次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確保					
	のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の拡 大のほか、 皆伐を行う場合にあってけ伐採面積の担横縮小を推進					
	大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進 (ア) 地 形					
	(ア) 地 形					
	a 標高の高い地域					
	b 傾斜が急峻な地域					
	c 谷密度の大きい地域					
	d 起伏量の大きい地域					
	e 渓床又は河床勾配の急な地域					
	f 掌状型集水区域					
	(イ) 気 象					
	a 年平均又は季節的降水量の多い地域					
	b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域					
	(ウ) その他					
	大面積の伐採が行われがちな地域					
② 山地災害防止機能	次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道					
/土壤保全機能	路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森					
	林については、複層林施業を推進					
	(ア) 地 形					
	a 傾斜が急な箇所					
	b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所					
	c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部					
	分を持っている箇所					
	(イ) 地 質					
	a 基岩の風化が異常に進んだ箇所					
	b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所					
	c 破砕帯又は断層線上にある箇所					
	d 流れ盤となっている箇所					
	(ウ) 土壌等					
	a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土					
	壌からなっている箇所					
	b 土層内に異常な帯水層がある箇所					
	c 石礫地からなっている箇所					
	d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所					
③ 快適環境形成機能	次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため					
	伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推					
	進					
	(ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とし					
	た安定した林相をなしている森林					

		(イ)	市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森		
			林		
		(ウ)	気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林		
4	保健・レクリエーシ	次の	条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに		
	ョン機能/文化機	保健・	教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森		
	能/生物多様性保	林につ	いては、複層林施業を推進((エ)については、択伐によ		
	全機能	る複層林施業に限る。)			
		(ア)	湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を		
			構成する森林		
		(イ)	紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望		
			点から望見されるもの		
		(ウ)	ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場と		
			して特に利用されている森林		
		(エ)	希少な生物の保護のため必要な森林		

注:②~④までにあっては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項 特になし。

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、林道、林業専用道、森林作業道からなるものとし、その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や排水施設の適切な設置等を推進する。

既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化に対応できるよう曲線部の拡幅や排 水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状

単位 延長:km

区 分	路	線	数		延	長	
基幹路網				105			387
うち林業専用道				6			8

- (注) 現状については、令和7年3月31日現在の数値である。
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に傾斜区分と導入を図る作業 システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道及び森林作業道を適切に組み 合わせて整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度:m/ha

区分	作業システム	 路網密度		
	「一大ノハノム	哈州 征及	基幹路網	
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	110以上	35以上	
中 福烈 ₩ /1 = 0 00	車両系作業システム	85以上	05 DL L	
中傾斜地(15°~30°)	架線系作業システム	25以上		
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15DLL	
	架線系作業システム	20<15>以上	15以上	
急 峻 地(35°~)	架線系作業システム	5以上	5以上	

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を 移動させて木材を吊り下げ集積するシステムをいう。タワーヤーダ等を活用する。
 - 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械 により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ 等を活用する。
 - 3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形等の条件に応じた集材方法及び使用機械を 選択するなど、適切なシステムを選択する。

特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を来す場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設は避け、架線によることとするなど十分に配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合は、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

- (4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。
- (5) その他必要な事項特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業経営体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営体の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営体の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、安全を確保しつつ森林施業の効率化、作業の省力化・労働強度の軽減を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業経営体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として進める間伐等の森林整備に伴い生産される間伐材等については、建築用材を始め合板や集成材、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した原木を安定的に供給し得る体制の整備に努める。その一環として、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「システム販売」など、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済 情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等 の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組む。

(5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、公益的機能維持増進協定の締結による森林の整備、森林共同施業団地の設定、民有林と国有林が連携したシステム販売等を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次の とおり定める。

単位 面積:ha

	# a = +			+11/		
森林の所在		面積	留意すべき事項	備考		
市町村	区域(林班)	, , , ,,		(該当する例	保安林種等)	
沼 田 市	$(2), (5\sim8), 9, (10\sim12),$	15, 964. 51	水源の涵養	水かん	12, 988. 28	
	$13\sim16$, (17) , $(41\sim42)$,		土砂流出の防備	土流	2, 726.81	
	$73, (75\sim76), 78\sim85,$		土砂崩壊の防備	土崩	1.59	
	$(86\sim87)$, $(89\sim91)$,		干害の防備	干害	17.81	
	$92 \sim 101$, $(102 \sim 107)$,			砂防	14. 39	
	$(109 \sim 110)$, (112) ,			土砂特警	241.43	
	(114) , (118) , $122\sim125$,			土砂警	207.47	
	(129)、(132)、(135)			危険山腹	45.05	
	(137) , 138 , $(139\sim140)$,			危険土砂	59. 29	
	141、(142)、143、(144)、					
	145、146、(147~149)、150					
	151、(152~153)、					
	$(162\sim164)$, $165\sim177$					
[利根]	2~4	90.76				
	計	16, 055. 27				
片 品 村	(43) 、(45~48)、	5, 760. 05	水源の涵養	水かん	4, 350. 65	
	$49\sim53$, (54), 55,		土砂流出の防備	土流	999.77	
	$(56\sim61)$, 62 , (63) ,		土砂崩壊の防備	砂防	0.06	
	$(65\sim67)$, $(69\sim72)$,		干害の防備	土砂特警	478. 19	
	73~74、77			土砂警	237.58	
				危険山腹	54.75	
[伊閑町]	1	30. 35		危険土砂	17.97	
	計	5, 790. 40				
川場村	18, (19), 20~22, (23),	41, 44. 54	水源の涵養	水かん	3, 000. 77	
	$24 \sim 29$, (30), $31 \sim 32$,		土砂流出の防備	土流	1,018.74	
	(33) 、 $34\sim36$ 、 (37) 、		土砂崩壊の防備	砂防	5. 15	
	38、 (39)		干害の防備	土砂特警	462.27	
				土砂警	125.48	
i .						

単位 面積:ha

森				備	考	
市町村	区域(林班)	面積	留意すべき事項	(該当する保安林種等)		
昭 和 村	(154) (156~157)	337. 43	水源の涵養	水かん	267. 47	
			土砂流出の防備	土流	69. 13	
	計	337. 43				
みなかみ町	(201~205) (207) (50, 421. 02	水源の涵養	水かん	43, 418. 40	
	208、(209~210)、211、		土砂流出の防備	土流	5, 895. 32	
	(212~213) 、214~218、		土砂崩壊の防備	土崩	78.95	
	$(219\sim225)$, $226\sim230$,		干害の防備	干害	92.27	
	(231~232) 、233~238、		雪崩の危険防止	なだれ	297.81	
	$(239\sim241)$ 、 242 、			砂防	5. 15	
	$(243\sim255)$ 、 $256\sim258$ 、			土砂特警	1,067.09	
	$(259) 260 \sim 263$			土砂警	437.78	
	$(302\sim304)$,			危険山腹	185. 14	
	$(306\sim307)$, $308\sim310$,			危険地す	10.41	
	$(311\sim320)$ 、 $321\sim322$ 、			危険土砂	899.74	
	$(323\sim324)$ 、 325 、			地すべ	60. 29	
	$(326\sim331)$ 、 $332\sim335$ 、					
	$(336), 337 \sim 350, (351),$					
	352~362、 (363) 、					
	$364 \sim 372$, $(374 \sim 379)$,					
	$(382\sim384)$, 385 , (386) ,					
	387~388					
	計	50, 421. 02				
総数		76, 748. 66				

- (注) 1 市町村欄の[]は公有林野等官行造林地である。
 - 2 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。
 - 3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略称	該当する保安林種等	略称	該当する保安林種等
水かん	水源かん養保安林	干 害	干 害 防 備 保 安 林
土 流	土砂流出防備保安林	なだれ	なだれ防止保安林
土崩	土砂崩壊防備保安林	砂防	砂 防 指 定 地
土砂特警	土砂災害防止法に基づく		土砂災害防止法に基づく
工砂竹箐	土砂災害特別警戒区域	工物書	土 砂 災 害 警 戒 区 域

略称	該当する保安林種等	略称	該当する保安林種等
	山地災害危険地区調査要領に		山地災害危険地区調査要領に
危険山腹	基づく山地災害危険地区	危険地す	基づく山地災害危険地区
	(山腹崩壊危険地区)		(地すべり危険地区)
	山地災害危険地区調査要領に		地すべり等防止法に基づく
危険土砂	基づく山地災害危険地区	地すべ	地すべり防止区域
	(崩壊土砂流出危険地区)		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

	区	分			森林の所在	面積	搬出方法
	総	数				670. 79	
	沼	田	市	1	5 2	144. 26	原則架線集材とする。
				2	91		
				40	イ2		
				162	ک		
				108	V)、 121、 122、 123		
				109	る2、か、ね、う1		
				113	ろ2、は、に2、に3、ほ		
	片	品	村	43	6	38. 04	
				45	ぬ4、ロ		
				57	の3、お		
市				58	5		
町				66	り2、た1、た5~た9、ハ		
村	Ш	場	村	32	は1	3. 75	
別	みな	こかみ	町	202	う1、お、ロ1、ロ2、ロ3	484. 74	
内内				203	イ10		
訳				306	34		
1/\				312	と1		
				313	お、く、ふ、さ、き、ゆ、		
					め、み4、み5、し1、し2、		
					ひ、も、ホ2		
				386	わ2、た、ね		
				387	<i>\'</i> \		
				388	ち、ぬ、る2、る3、わ、よ、		
					た、そ、つ、ね、イ2		
				205	わ1		
				209	ね		
				210	ろ3、る1、る3、る9		

	区 分		森林の所在	面積	搬出方法
	みなかみ町	212	\ \		原則架線集材とする。
		215	つ		
市		216	あ2		
町		217	つ1、ね、ら		
村		220	る1、よ		
別		221	か、そ2		
内		223	122		
訳		224	V2, t		
		225	な1、な2、く、イ		
		227	ゆ		
		228	P		
		229	V 1		

注 森林の所在は、林班、小班等により表示するものとする。

※ 当該小班のうち急傾斜地に該当せず、地質や相対的な地形等から判断して森林作業道を開設しても崩壊や土砂流出等のおそれがないと判断できる範囲で作業を行う場合は、車両系による集材を可能とする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、群馬県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ - 第2-1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針 該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ-第2-1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

- ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化
- ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、渓流生態系にも配慮した林相 転換等による流木災害リスクの軽減
 - こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組と連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICT や新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう 努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

鳥獣被害の防止については、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、わな捕獲(くくりわな等によるものをいう。)並びにセンサーカメラによる生息状況等のモニタリングの実施、防護柵、幼齢木保護具、忌避剤の散布、剥皮防止帯の設置等による植栽木の保護措置を実施し、鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施 策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工 夫を図りながら設置コストの抑制に努める。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の連携を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、群馬県内で初めて確認された みなかみ町湯檜曽地区を始め、みなかみ町を中心に利根川沿いの両岸の至る所で被害が年々拡 大している傾向にある。このため、地方公共団体とも連携し被害監視から防除実行までの地域の 体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進する。特に、国有林と隣接する道路や 鉄道、公共施設や民家周辺等、被害木の倒壊等による2次災害の予防についても、常に巡視の対 象とする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

当計画区の国有林においては、対象鳥獣以外による森林被害では、ツキノワグマによる剥皮等の被害が、管内のほぼ全域で発生しており、剥皮防止対策を講ずるとともに、地方公共団体を始め関係機関と連携し、効果的な被害の防除対策に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害、豪雨災害や風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止対策の実施に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千㎡

区	হা	>	総数				主 伐			間 伐			
	分	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹			
	総	数	1, 450	1, 265	184	717	608	109	733	657	76		
	う t 5	ち前半 年 分	713	622	91	353	300	54	359	322	37		

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

2 間伐面積

単位 面積:ha

区 分	間 伐 面 積
総数	7, 614
うち前半5年分	3, 624

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

	X	分	人二	工造 林	天	然更	新
;	総	数		2, 301			281
う	ち前半	5年分		989			64

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m 面積:ha

放張 様 類 区 分 位 茂 (市町村) 路線名 延 長 区 域 前 半 対図 (林琬) 64路線 165,507 78,777 164 75 75 75 75 76 76 75 76 77 77	開設							う 5 5		цир па
所数 本		插 粨	区分	位置	敗綽夕	延 長			対図	備考
開設 総数 旧版 165,507 78,777 164 164 164 164 164 164 164 165 165 167		1里 枳		(市町村)		延 戊			番号	(林班)
自動 林 楽 南田道 垣 970 82 970 1 164 166 126 600 2 1 大戸屋 970 51 970 3 6			終数		64路線	165 507	田 復			
車道 専用道 大戸屋 970 51 970 3 6 栄沢 1,610 148 1,610 4 106外 日向平 2,100 71 2,100 5 76 平原 3,870 191 3,870 6 75外 子持山第2 3,740 192 - 7 161外 大竹 1,980 116 - 8 162外 南沢 870 50 - 9 160外 奈女沢 5,150 284 - 10 14外 佐山 1,020 65 - 11 3 高泉 630 45 - 12 141 高泉林道 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片品村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 章・塗川 1,990 164 - 17 50 西侯沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,	DUBX	白		沙 田 市			99	·	1	164
大戸屋 970 51 970 3 6 栄沢 1,610 148 1,610 4 106外 日向平 2,100 71 2,100 5 76 平原 3,870 191 3,870 6 75外 子持山第2 3,740 192 - 7 161外 大竹 1,980 116 - 8 162外 南沢 870 50 - 9 160外 奈女沢 5,150 284 - 10 14外 佐山 1,020 65 - 11 3 高泉 630 45 - 12 141 高泉林道 第二支線 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 万テラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ョシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 ま尊・強川 (西侯沢) 1,990 164 - 17 50 西侯沢第2 940 128 - 18 51 金弁沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 楽地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					·					
		平 坦	守用坦							
目向平 2,100 71 2,100 5 76 平原 3,870 191 3,870 6 75外 子持山第2 3,740 192 - 7 161外 大竹 1,980 116 - 8 162外 南沢 870 50 - 9 160外 奈女沢 5,150 284 - 10 14外 佐山 1,020 65 - 11 3 高泉 630 45 - 12 141 高泉 630 45 - 12 141 高泉 630 45 - 12 141 高泉 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片 品 村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・臺川 (西俣沢) 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二次第2 2,990 242 - 28 48外										
平原 3,870 191 3,870 6 75外 子持山第2 3,740 192 - 7 161外 大竹 1,980 116 - 8 162外 南沢 870 50 - 9 160外 奈女沢 5,150 284 - 10 14外 佐山 1,020 65 - 11 3 高泉 630 45 - 12 141 高泉林道 第二支線 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片 品 村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・並川 (西侯沢) 1,990 164 - 17 50 西侯沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二次第2 2,990 242 - 28 48外										
子持山第2 3,740 192 - 7 161外 大竹 1,980 116 - 8 162外 南沢 870 50 - 9 160外 奈女沢 5,150 284 - 10 14外 佐山 1,020 65 - 11 3 高泉 630 45 - 12 141 高泉林道 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 10,120 10 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 10 120 12 12 12 14 12 12 14 12 12 14 14 12 12 14 12 12 14 14 12<										
大竹 1,980 116 - 8 162外 南沢 870 50 - 9 160外 奈女沢 5,150 284 - 10 14外 佐山 1,020 65 - 11 3 高泉 630 45 - 12 141 高泉林道 第二支線 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片 品 村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ョシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武等・登川 (西俣沢) 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二次第2 2,990 242 - 28 48外								3,870		
南沢 870 50 一 9 160外 余女沢 5,150 284 一 10 14外 佐山 1,020 65 一 11 3 高泉 630 45 一 12 141 高泉林道 第二支線 4,410 327 一 13 146外 三峰 4,820 181 一 14 259外 計 14路線 32,740 10,120						· ·		_		
奈女沢 5,150 284 - 10 14外 佐山 1,020 65 - 11 3 高泉 株道 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片品村 アララ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 貫尊・並川 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 <					大竹	1, 980	116	_	8	162外
佐山 1,020 65 一 11 3 高泉林道 第二支線 4,410 327 一 13 146外 三峰 4,820 181 一 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片品村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・並川 (西俣沢) 1,990 164 一 17 50 西保沢第2 940 128 一 18 51 金井沢 2,340 185 一 19 60 栗生 1,830 150 — 20 45 天狗岩 1,070 160 — 21 46 戸谷山 2,690 93 — 22 64外 大沢入沢 2,670 155 — 23 66 大久保 2,420 56 — 24 67 小立沢 4,750 271 — 25 70外 築地 560 48 — 26 71 高無山 6,370 323 — 27 55外 十二沢第2 2,990 242 —					南沢	870	50	_	9	160外
高泉 630 45 - 12 141 高泉林道 第二支線 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片 品 村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・並川 (西俣沢) 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					奈女沢	5, 150	284	_	10	14外
高泉林道 第二支線 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片品 村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・塗川 (西俣沢) 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					佐山	1,020	65	_	11	3
第二支線 4,410 327 - 13 146外 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片 品 村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・臺川 (西俣沢) 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					高泉	630	45	_	12	141
第二支線 三峰 4,820 181 - 14 259外 計 14路線 32,740 10,120 片 品 村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・釜川 (西俣沢) 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					高泉林道	4 410	297		19	1.46 th
計 14路線 32,740 10,120 片品村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・童川 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					第二支線	4, 410	341	_	15	14076
片品村 アテラ沢 1,860 154 1,860 15 63 ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・強川 (西俣沢) 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					三峰	4,820	181	_	14	259外
ヨシノ沢 4,440 350 4,440 16 58 武尊・肇川 (西俣沢) 1,990 164 - 17 50 西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外				計	14路線	32, 740		10, 120		
武尊・塗川 (西侯沢) 1,990 164 - 17 50 西侯沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外				片 品 村	アテラ沢	1,860	154	1,860	15	63
(西侯沢) 1,990 164 - 17 50 西侯沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					ヨシノ沢	4, 440	350	4, 440	16	58
西俣沢第2 940 128 - 18 51 金井沢 2,340 185 - 19 60 栗生 1,830 150 - 20 45 天狗岩 1,070 160 - 21 46 戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					武尊·塗川	1 000	1.0.4		17	F.0
金井沢 2,340 185 — 19 60 栗生 1,830 150 — 20 45 天狗岩 1,070 160 — 21 46 戸谷山 2,690 93 — 22 64外 大沢入沢 2,670 155 — 23 66 大久保 2,420 56 — 24 67 小立沢 4,750 271 — 25 70外 築地 560 48 — 26 71 高無山 6,370 323 — 27 55外 十二沢第2 2,990 242 — 28 48外					(西俣沢)	1, 990	104	_	17	50
栗生 1,830 150 — 20 45 天狗岩 1,070 160 — 21 46 戸谷山 2,690 93 — 22 64外 大沢入沢 2,670 155 — 23 66 大久保 2,420 56 — 24 67 小立沢 4,750 271 — 25 70外 築地 560 48 — 26 71 高無山 6,370 323 — 27 55外 十二沢第2 2,990 242 — 28 48外					西俣沢第2	940	128	_	18	51
天狗岩 1,070 160 — 21 46 戸谷山 2,690 93 — 22 64外 大沢入沢 2,670 155 — 23 66 大久保 2,420 56 — 24 67 小立沢 4,750 271 — 25 70外 築地 560 48 — 26 71 高無山 6,370 323 — 27 55外 十二沢第2 2,990 242 — 28 48外					金井沢	2, 340	185	_	19	60
戸谷山 2,690 93 - 22 64外 大沢入沢 2,670 155 - 23 66 大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					栗生	1,830	150	_	20	45
大沢入沢 2,670 155 — 23 66 大久保 2,420 56 — 24 67 小立沢 4,750 271 — 25 70外 築地 560 48 — 26 71 高無山 6,370 323 — 27 55外 十二沢第2 2,990 242 — 28 48外					天狗岩	1,070	160	_	21	46
大久保 2,420 56 - 24 67 小立沢 4,750 271 - 25 70外 築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					戸谷山	2, 690	93	_	22	64外
小立沢 4,750 271 — 25 70外 築地 560 48 — 26 71 高無山 6,370 323 — 27 55外 十二沢第2 2,990 242 — 28 48外					大沢入沢	2,670	155	_	23	66
築地 560 48 - 26 71 高無山 6,370 323 - 27 55外 十二沢第2 2,990 242 - 28 48外					大久保	2, 420	56	_	24	67
高無山 6,370 323 — 27 55外 十二沢第2 2,990 242 — 28 48外					小立沢	4, 750	271	_	25	70外
高無山 6,370 323 — 27 55外 十二沢第2 2,990 242 — 28 48外								_	26	
十二沢第2 2,990 242 - 28 48外								_		
								_	28	
				計				6, 300		

単位 延長:m 面積:ha

			1	,		1	- 単	位 延長	• 111 д	田碩:ha
開設			位置			利用		うち	対図	備考
拡張	種 類	区分	(市町村)	路線名	延 長	区均	犮	前 半	番号	(林班)
別			(111-1111)			面積	貞	5 年分	ш //	(111-91)
開設	自動	林業	川場村	富士山	2, 430	2	06	2, 430	29	21
	車道	専用道		富士山第2	1, 130		73	1, 130	30	22
				田代川	7,720	3	37	7,720	31	36外
				中野	3,640	1	99	3,640	32	39外
				赤倉	510		58	_	33	34外
			計	5路線	15, 430			14, 920		
			昭 和 村	船ヶ鼻第2	510		43	510	34	153外
				糸之瀬	3, 560	2	80	3, 560	35	155外
				昭和林道	3, 430	9	33	3, 430	36	159外
				糸之瀬支線	5, 450	4	33	3, 430	30	19976
				昭和林道	2,830	9	22	2, 830	37	157外
				糸之瀬支線第2	2,030	2	22	2, 030	31	101/4
				前山・船ヶ鼻	4, 270	9	19	_	38	151外
				(船ヶ鼻)	4, 210	۷	13		30	101/6
				船ヶ鼻第3	2,000	1	24	_	39	154外
			計	6 路線	16, 600			10, 330		
			みなかみ町	南ヶ谷	2, 130	1	73	2, 130	40	247外
				境野	4, 120	1	23	4, 120	41	249外
				小出俣	1, 330	1	99	1, 330	42	243外
				富士新田	4, 230	1	97	4, 230	43	246外
				富士新田	1,630	1	29	1,630	44	246
				第 2	1,030	1,	29	1, 030	44	240
				三国峠	10, 920	8	93	10, 920	45	226外
				境沢	640		51	640	46	201
				高畑	940		61	940	47	209外
				押野沢	917		65	917	48	209外
				大峰	3, 970	1	49	3,970	49	250
				大峰林道	3, 530	1	70	3, 530	50	254外
				大沼支線	J, JJU	1	10	ა, აა∪ 	<i>5</i> 0	40 4 71
				恋沢	1, 910		60	1,910	51	313
				峠の沢	840		68	840	52	331
				三峰林道	4, 200	1	87		53	256外
				三峰支線	4, 400	1	01		ออ	49075
				白石	3, 510	1	74		54	249外
				笠原	850		41	_	55	211

単位 延長:m 面積:ha

							位 姓長	. 111 р	II碩:ha
開設			位置			利用	うち	対図	備考
拡張	種 類	区分		路線名	延 長	区域	前 半		
別			(市町村)			面積	5 年分	番号	(林班)
開設	自動	林業	みなかみ町	姉山	2, 170	77		56	211
	車道	専用道		大道峠	1,020	50	_	57	204
				赤谷	4, 420	274		58	232外
				松ホド沢	1,010	104	1	59	242
				桜沢	2, 730	167	1	60	225外
				保戸野山	4, 700	233	_	61	312
				母谷	920	49		62	302
				保登野沢	1,010	128	_	63	312
				大穴	170	21	_	64	313
			計	25路線	63, 817		37, 107		
拡張		総 数		26路線	11, 436		11, 436		
	自動	林 道	沼 田 市	大日沢	15		15		163
	車道	/		石墨	100		100		1
	(改良)	林 業		新地	12		12		133
		専用道		新地林道 袈裟丸支線	86		86		131
				倉見沢	5, 800		5, 800		122外
				ケヤキ沢	20		20		121
				こもぎ林道 子捨沢支線	750		750		114
				穴倉	30		30		119
				二又沢	17		17		142
			計	9 路線	6,830		6, 830		
			片品村	武尊・塗川 (江戸沢)	30		30		52
			計	1 路線	30		30		
			昭 和 村	昭和	800		800		158外
				糸之瀬	1,000		1,000		157
			計	2 路線	1,800		1,800		
			みなかみ町	三峰林道三 峰支線	20		20		258
				雨見	22		22		212外
				南山	50		50		203
				保土野	200		200		213
				万沢 (赤沢)	139		139		216
		I	<u> </u>	<u> </u>	I	<u> </u>			I .

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利 用 区 域 面積	う 前 年 5 年分	対図 番号	備 考 (林班)
拡張	自動	林 道	みなかみ町	法師	850		850		217
	車道	/		赤谷	420		420		239
	(改良)	林業		手小屋沢林専	600		600		370外
		専用道		大沢	13		13		370
				楢俣	42		42		363外
				楢 俣 林 道 座々良支線	30		30		360
				先倉	70		70		363
				矢田沢	20		20		362
				宝川(宝川)	300		300		336
			計	14路線	2, 776		2, 776		

- (注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。
- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積		備考
休女你の性類	川	うち前半5年分	1
総数(実面積)	88, 953. 10	78, 729. 25	
水源涵養のための保安林	69, 893. 84	67, 082. 44	
災害防備のための保安林	11, 573. 43	11, 530. 43	
保健・風致の保存等のための保安林	3, 225. 49	3, 225. 49	

- (注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のため の保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。
 - 2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。
 - 3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止の各 保安林。
 - 4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 単位 面積:ha

		_	* # * * *			平匹 四個·III
	指定	1	森林の所在			
	解除			面積	うち	指定又は解除を
種		市町村	区 域(林班)		前 半	必要とする理由
					5 年分	
指定	総	数		6, 243. 50	3, 389. 10	
	水かん	計		5, 868. 27	3, 056. 87	
			6, 42, 75, 76, 86			水源の涵養
			87、88、89、90、104			
		辺田士	107、111、112、114			
		沼田市	115、116、117、118	2,811.40	_	
			130、131、132、133			
			134、136、153、160			
			161、162、163、164			
			43、44、45、47、58			
		片品村	60、63、66、67、69	1, 483. 50	1, 483. 50	
			70、71、72			
		昭和村	154、155、157、158、159	673.38	673.38	
			201、204、206、250			
		みなかみ町	251、254、302、303	899. 99	899. 99	
		のといわれるとは	304、307、311、314	099.99	099.99	
			324、326、328、378			
	土 流	計		330.06	330.06	土砂の流出の防備
		沼田市	147	25. 40	25. 40	
		みなかみ町	247、302、313、315	304.66	304.66	
	, ,,,		327			
	土崩	計		45. 17	2. 17	土砂の崩壊の防備
		沼田市	109	43. 00	_	
		みなかみ町	232	2. 17	2. 17	

(注) 本表の種類欄に記載した略称は以下のとおりである。

略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林
土 流	土砂流出防備保安林
土 崩	土砂崩壊防備保安林

- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

	森林の所在	治 山 施行均	事業 也区数		主な工種	f	備	考
市町村	区域(林班)		うち前半 5 年 分		工,4 工,19	E.	VH	7
沼田市	6、8、41、75、76、78、79、81 82、84、87~89、91~94、96、 98~101、103~106、109、110、 116、123、124、144~152、 165~167	43	43	渓山	間腹	エエ		
片 品 村	44、45、47、49~51、57、62、 70~72、74	12	12	渓山	間 腹	I I		
川場村	20、33	2	2	渓	間	工		
昭 和 村	157	1	1	渓	間	工		
みなかみ町	205、206、208、209、210、213 215、216、220~222、224 226~228、241、243、244 249~252、260、302~304、307、 311、313、314、317~319、323、 324、326~328、330、331、333、 334~336、338、340、354、356 357、359、360、362、364、365 368~372、378、379、382~385、 388	66	66	渓山	間腹	I.		
合 計		124	124					

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

	森林	の 所 在	二 往	+/ +/ +- \/-		考
種類	市町村	区域 (林班)	面積	施業方法	(重複制	川限林)
水かん	総数		64, 025. 57	別表3、4		
	沼 田 市	5, 8~17, 41, 73, 78~85, 91~103, 122~125, 138~ 144, 165~177	12, 988. 28	のとおり	県自環特	84. 75
	[利 根]	2~4				
	片 品 村	48~58、62、77	4, 350. 65		保健林	96. 51
					国立特保	25.06
	[伊閑町]	1			国立特2	1, 265. 89
	川場村	18~25, 28~39	3, 000. 77		保健林	381. 63
	昭 和 村	156~157	267. 47		砂防指定	5. 15
	みなかみ町	202、203、207~	43, 148. 40		保健林	922. 34
		240、242~244、			砂防指定	0. 47
		246、249、250、255			国立特保	2, 049. 44
		~260、262、263、			国立特1	2, 069. 70
		$307 \sim 312$, $315 \sim$ 322 , 324 , 325 , 326 ,			国立特 2 国立特 3	1, 547. 05 134. 81
		$329 \sim 354, 356 \sim$			国立行3	2, 318. 00
		$372, 374 \sim 379,$			県自環特	1, 387. 90
		385、386~388			>1/ E >1/14	1,000.00
土砂流出	総数		10, 709. 77	別表3、4		
	沼 田 市	14~16、42、75、	2, 726. 81	のとおり	保健林	810. 19
		76、87、89~91、			砂防指定	9.01
		$102 \sim 107$, 109 ,			県自環特	75. 33
		$110, 122 \sim 124,$				
		132、135、141、142、				
		144~153				
	片 品 村	43、48~51、56、	999. 77		保健林	161.74
		57, 60, 61, 63, 70, 72~74			砂防指定	0.06

	森 林	の所在			単位	血槓:ha
種類			面積	施業方法	備 (重複制	考 限林)
	市町村	区域(林班)			(1)	
土砂流出	川場村	19、25~30、32、	1, 018. 74	別表3、4	保健林	371. 67
	D77	33	60 10	のとおり		
	昭 和 村	154	69. 13			
	みなかみ町	204、205、207、	5, 895. 32		保健林	352. 72
		210~213, 215~			砂防指定	4. 34
		$222, 225 \sim 231, \\ 240, 241, 244 \sim$			国立特 2 国立特 3	488. 28 58. 75
		247, 249, 250, 252,			国立行 5 県自環特	764. 42
		256, 258, 259, 261,			N L AN	101. 12
		262,302,303,306,				
		$313 \sim 316$, 326 ,				
		327、329、334~				
		336 , $352 \sim 361$,				
		365,369,371,374,				
		375、385				
土砂崩壊	総数		80. 54	別表3、4		
	沼 田 市	110	1. 59	のとおり		
	みなかみ町	224,259,332,379,	78. 95			
		382~384				
干害防備	総数		110.08	別表3、4		
	沼 田 市	42、112	17.81	のとおり		
	みなかみ町	245、253、324、	92. 27		保健林	12. 31
		326~328				
雪崩防止	総数		297. 81	別表3、4		
		$313 \sim 315$, 323 ,	297.81	のとおり		
	みなかみ町	324、326、327、				
/		385	0.005.40	□U : 0 4		
保健林	総数		3, 225. 49	別表3、4 のとおり		
	沼 田 市	1、148~150	846.60	リックスのリ	土砂流出	810. 19
	片 品 村	48~53	258. 25		水かん	96. 51
					土砂流出	161. 74
	川場村	19~22、24、26~	753. 30		水かん	381. 63
		30			土砂流出	371. 67

	<u> </u>				<u> </u>	面積:ha
種類	森林	の 所 在	面積	施業方法	****	考
122 791	市町村	区域 (林班)		727670 121	(重複制	限杯)
保健林	みなかみ町	220,222,252,253,	1, 367. 34	別表3、4	水かん	922. 34
		255,316~319,364		のとおり	土砂流出	352.72
		\sim 371、374			干害防備	12. 31
					国立特2	398.88
					県史跡	2. 57
砂防指定	総数		24. 75	別表 6		
	沼 田 市	110、114、118、137、 142、144、147	14. 39	のとおり	土砂流出	9. 01
	片 品 村	56	0.06		土砂流出	0.06
	川場村	18, 21, 24~25	5. 15		水かん	5. 15
	みなかみ町	207,221,222,246,	5. 15		水かん	0.47
		303~304			土砂流出	4.34
					国立特3	0.47
国立特保	総数		2, 074. 52	別表 5		
	片 品 村	77	25. 06	のとおり	水かん	25.06
	みなかみ町	233~237, 309,	2, 049. 46		水かん	2, 049. 44
		310、318、319				
国立特1	総数		2, 070. 19	別表 5		
	みなかみ町	233~235、238、 309、319、320	2, 070. 19	のとおり	水かん	2, 069. 70
国立特 2	総数		3, 336. 91	別表 5		
	片 品 村	62	1, 277. 19	のとおり	水かん	1, 265. 89
	みなかみ町	217~220,222,230	2, 059. 72		水かん	1, 547. 05
		~231, 239, 242~			土砂流出	488.28
		243、308、310~			保健林	398.88
		312、316~319				
国立特3	総数		204. 84	別表 5		
	みなかみ町	$216, 220 \sim 222,$	204. 84	のとおり	水かん	134. 81
		228、240			土砂流出	58. 75
					砂防指定	0.47
国自環特	総数		2, 318. 00	別表 6		
	みなかみ町	347-VI	2, 318. 00	のとおり	水かん	2, 318. 00
,					•	

種類	森林	の所在	面積	施業方法	備考
1里 規	市町村	区域(林班)	山 復	ルビベクロ	(重複制限林)
県自環特	総数		2, 312. 40	別表 6	
	沼 田 市	94、95、123、	160. 08	のとおり	水かん 84.75
		124、132、171			土砂流出 75.33
	みなかみ町	334、335、347-Ⅱ、	2, 152. 32		水かん 1,387.90
		347-VII、357∼361			土砂流出 764.42
県 史 跡	総数		2. 57	別表6	
	みなかみ町	252	2. 57	のとおり	保健林 2.57

(注) 市町村欄の[]は、公有林野等官行造林地である。

本表に用いた略称

1 2 (1) 14	1 (Chil.h).		
略称	正式名称	略称	正 式 名 称
水かん	水源かん養保安林	国立特保	国立公園特別保護地区
土砂流出	土砂流出防備保安林	国立特1	国立公園第1種特別地域
土砂崩壊	土砂崩壊防備保安林	国立特 2	国立公園第2種特別地域
干害防備	干害防備保安林	国立特3	国立公園第3種特別地域
雪崩防止	なだれ防止保安林	国自環特	自然環境保全地域特別地区
保健林	保健保安林	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
砂防指定	砂防指定地	県 史 跡	県条例に基づく史跡名勝天然記念物

2 その他必要な事項 特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
総数		96, 440. 49	施業方法に
沼 田 市	計	25, 491. 72	ついては、
	1 い~イ1、ロ1~ハ3、		Ⅱ-第3-4 -(1)-イの
	2 全		とおり
	3 い1~イ、ハ1~ハ4、		
	4~7 全		
	8 い1~ロ、		
	9 全		
	10 い~よ3、ロ、ハ1、		
	11 い1~イ1、イ4、ロ~二2、		
	12 V1~~、 \(\tau \). \(\tau \).		
	13 い1~イ4、		
	14~16 全		
	17 い1~イ、ハ、		
	40 全		
	41 い~イ、		
	42 全		
	73 ろ、		
	75~108 全		
	109 V~<2, P1~P5,		
	110 い1~す2、ロ~二、		
	111 全		
	112 い1~む、ロ1~ロ4、		
	113~118 全		
	119 い~ま、ロ、		
	120~129 全		
	130 V~IE2、		
	131~138 全		
	139 い~ロ、ホ、		
	140 い1~イ、		
	141 全		
	142 い1~つ、ロ、ハ、		
	143 全 144 い~す10、ロ、		
	144 (い〜9 10、口、 145~146 全		
	145~146 全 147 い1~イ1、ニ1、ト、		
	141 V.1 ~ / 1, — 1, F,		

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
沼田市	148 い1~み、イ2、 149 い~ロ、 150~152 全 153 い1~お、 160 い1~ら、ロ、 161 い1~よ、 162 全 163 い~た3、ロ、 164~177 全		施業方法は、 業方法は、 Ⅲ-第3-4 -(1)-イの とおり
<u></u> 片 品 村		8, 848. 10	
	43 全 44 い~け、 45 全 46 い1~イ、ハ1~ハ3、 47 い1~れ2、ホ1、ホ2、 48 い1~口、二、ホ、 49~51 全 52 い~イ、 53 全 54 い1~よ、ハ1~ハ3、 55 全 56 い~か、 57 全 58 い~み、口、 59 い~す3、ト、 60 い~め、口1~ハ、 61 い~あ、二2、 62~63 全 64 い1~そ、ハ1、ハ2、 65 全 66 い1~れ、ロ~二、 67 い~む2、ハ1~ハ3、 68 い1~イ、ハ、 69 い~そ、 70~72 全 73 い1~い4、 74 全 77 全		

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
川場村		4, 354. 17	
711 - 113	18 全	1, 001. 11	施業方法に
	19 い1~イ、ハ1、		ついては、 Ⅱ-第3-4
	20 い1~イ、		-(1)-イの
	21~23 全		とおり
	25 い~ぬ2、ロ~ハ2、		
	26~28 全		
	29 11~~2,		
	30 い~わ、ロ1~ロ4、		
	31~38 全		
	39 い~イ3、		
昭 和 村	計	1, 155. 32	
	153 イ、		
	154~156 全		
	157 い~う2、ロ、ハ、		
	158~159 全		
みなかみ町	計	56, 591. 18	
	201 い1~あ、		
	202~203 全		
	204 い~ね、		
	205 い~む2、二、		
	206~207 全		
	208 い~て、		
	209 い~ら、		
	210~211 全		
	212 い~す6、ロ、		
	213~215 全		
	216 い~あ2、ロ、ハ、		
	217~218 全		
	219 い1~ね、ロ1~ハ、 220 い~イ2、ロ2、ニ1~ホ、		
	220 い~12、ロ2、ニ1~小、 221 い1~イ1、 ロ、		
	222 い~イ、ハ、ニ、		
	223 V~<2, ¤,		
	224~227 全		
	228 い~ま4、ロ1~ロ3、		
	229~232 全		

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面	型	並 ・ 面傾:na 施業方法
みなかみ町	233 い~は2、ロ~ホ、			
	234~240 全			施業方法に
	241 い~う3、ロ~ハ5、			ついては、 Ⅱ-第3-4
	242~244 全			-(1)-イの
	245 い~さ、ロ1~二、			とおり
	246~247 全			
	248 い~ハ、			
	249 い~ひ、ロ1~ホ、チ、			
	250 い~め、			
	251 い1~く、ト1~ヌ1、ヌ3、			
	252 い1~つ、ロ~ハ3、			
	253 い~お、			
	254 い~せ11、			
	255~257 全			
	258 い~あ、ロ1、ロ2、			
	259 全			
	260 い~れ、			
	261 全			
	262 い~か2、			
	263 全			
	301 い~イ2、			
	302 全			
	303 い~ロ、			
	304 い~イ8、ハ1、ニ、ホ、チ、			
	305 全			
	306 い~イ、ハ、			
	307 い~こ、ロ、			
	308~309 全			
	310 い~は2、ロ1~ハ、			
	311 全			
	312 い~す2、ロ1、ロ3、二~ホ2、			
	313 い1~す5、ホ1~チ、			
	314 全			
	315 い~イ2、ハ、			
	316 い~れ、ロ1~ロ3、			
	317 V1~□1,			
	318 い~と、ロ2、二~ホ4、			
	319 い~イ2、イ7、イ10~ロ、ホ2~ト14、			

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面	積	施業方法
みなかみ町	320~322 全			
	323 い~イ、ハ~ニ3、			施業方法に
	324~325 全			ついては、 Ⅱ-第3-4
	326 い~す7、ハ1~ハ3、			-(1)-イの
	327 い1~す5、ハ1~二、			とおり
	328~335 全			
	336 い1~イ2、ハ~ホ2、			
	337 い、ろ、			
	338~339 全			
	340 い1~ほ、ロ、			
	341~349 全			
	350 い1~イ2、			
	351 全			
	352 い~と、			
	353~361 全			
	362 い1~せ2、			
	363 い1~イ、ハ1~ハ3、			
	364 い1~む3、			
	365 全			
	366 い~イ1、			
	367~371 全			
	372 い1~の、			
	373~378 全			
	379 い1~に、ハ、			
	380 V~₩,			
	381 全			
	382 い1~と、			
	383 い1~イ、			
	384 い~ホ2、			
	385 い~め、ロ、			
	386~388 全			

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の 維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
総数		31, 593. 24	施業方法に
沼 田 市	計	5, 063. 12	ついては、
	1 52~お1、お3~お5、お7、お8、		Ⅱ-第3-4 -(1)-イの
	2 い~は1、は3~は12、ほ、~、り1~り3、ロ、		とおり
	3 や5、き、		
	5 イ、		
	6 り~る1、		
	7		
	8 い1、い2、い7~い9、い11、に、ほ2、へ、イ、ロ、		
	9 イ、ロ、		
	11 /2, /5,		
	13 71, 72, 74,		
	14 よ1~よ3、ロ、ハ、		
	15 ぬ~イ3、		
	16 ち~イ2、		
	17 い2、い8、ろ6、は1~に2、ほ、へ、イ、ハ、		
	40 に1~ほ2、と、ち、イ2、		
	42 へ、ぬ~る2、う、		
	73 ろ、		
	75 り、ぬ、る5、わ1、か、		
	76 V,		
	78 い、ね~む、イ1~ロ3、		
	79 イ、 		
	80 に、イ、		
	81 い、イ1~ロ7、		
	82 /1~=11,		
	83 \(\frac{12^{\sigma}}{12} \)		
	84 い、は~へ、れ、つ、イ1~ロ2、		
	86 V1~52,		
	87 そ、つ、な、む、う2、ロ1、ロ2、 oo t		
	88 ち、 89 ぬ~イ、		
	89 ぬ~1、 90 る~13、		
	90 5~13、 91 い1~ろ、と、ち、ぬ5、イ1~イ3		
	o1 v.1 つ)、C、り、ぬの、イエーイン		

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面	里 1	並 面積:na 施業方法
沼田市	森 林 の 所 任 (林 小 班) 92 と、イ1、イ2、 93 に、 97 イ1~イ5、 98 は、 99 は1~に、 102 い1、い2、は、 103 い、に1、に2、へ、り、イ、 104 い、は、ち~ぬ、か、た、つ、 105 い、 106 い、 107 は、ほ~と、り、 108 い~に4、 109 り、る1、る2、わ~な、う1、の~く2、口3、口4、 110 い1~に、る1、た、ね10、ら、お、く、ふ、こ、あ1、 ゆ~し1、ひ1~す2、口、ハ、 111 ぬ1~る、	田	植	施業方法 施業方で第3-4 -(1)-分と とおり
	111 ぬ1~る、 113 全 114 ろ、ほ1、イ、 118 ろ、ら、む、 119 い~よ、 122 わ~イ3、 123 い1~い3、い5~い13、は、 125 イ1、イ2、 129 と、る~わ2、 132 に、			
	135 い、 137 ろ1、は1~と、り、ぬ1、ぬ4、ぬ5、イ、 139 イ、 141 ぬ1~ロ2、 142 に、ほ、ぬ、ハ、 144 い~は、ほ、ぬ2~る2、る4、れ1、そ1~ね、ら~ま、 ふ~て、さ1~す10、ロ、 145~146 全 147 い1~は、う3、ま1、ま2、こ~イ1、ト、 148 い1~み、イ2、 149 い~む、ロ、 150~151 全			

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
沼 田 市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	森林の所在(林小班) 152 い1~~1、と1~6、 153 ね、 162 い~ろ2、は1~に1、に3~に5、に14、に20、ほ、と、り1~る1、わ3~か2、か4、か5、よ1、よ9~よ19、れ1~れ3、 163 ろ、ほ1~~4、~6、ぬ1、る2~る6、か1~よ3、た1、た3、ロ、 164 に~ち5、イ2、 171 い1、 172 イ1~ロ5、 173 イ、 174 イ1~イ5、イ7、イ8、 175 イ1~ロ2、	面積	施業方法 施業方法 光は、3-4 (1)-イ とおり
	176 イ1~ロ2、 176 イ1~イ7、ロ2、ロ3、 177 イ~ロ4、ロ6、ロ 計	2, 274. 62	
4 4 4 4 4 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6	13 は、る1~る3、ら~う2、 14 は、 15 ほ~ぬ1、ぬ3~る3、か8、か9、そ、つ、な、ら1、む、 う、ロ、 16 い1、ほ1~と、ち2、 18 ろ、に~~2、と1~ち、わ2、よ、れ~な1、ら1、く、や、 ロ、ニ、ホ、 19 よ~ロ、 50 う~ロ、 51 ね、ロ、 52 り2、イ、 56 ろ1~ほ、り1、り2、 57 い~ち、る1、る2、た、つ、う1~や、 58 ほ~ぬ、よ1、よ3~れ、や、き1~ゆ1、 59 ひ1、 50 い、ろ、め、ハ、 51 つ1~ら2、て、ニ2、 63 や、ま、 64 い1、 65 は、と2、と3、と6、り~よ、れ、	2, 211.02	

市町村			加頓:na 施業方法
		山 作	旭未刀仏
片品;	付 67 ほ、〜1、〜3〜と、る1〜ら3、ハ1〜ハ3、		施業方法に
	68 1		ついては、 Ⅱ-第3-4
	69 り1~そ、		-(1)-イの
	70 全		とおり
	71		
	72 は1~52、		
	73 11~114,		
III 148 -	74 全	1 000 10	
川場	計 10 2 2 2	1, 368. 13	
	18 は、イ、 10 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	19 い1、い2、ち1~イ、		
	20 イ、 21 い2、イ、ロ、		
	22 7,		
	23 V 5~V 7, V 9, V 15, V 18, V 19,		
	23		
	25 V , 22 , 10 , 22 , 10 , 22 , 10 ,		
	26~27 全		
	28 い1、ほ1~~、		
	29 V12, IE~2,		
	30 $V \sim 52$, $E1 \sim E3$, $52 \sim 54$, $E1 \sim E4$,		
	31 V~K1, \(\mathbb{E}\)1~^\chi		
	32		
	33		
	35 イ、		
	36 V1, V2, 11,		
	38 へ、ち、り1、ぬ、		
	39 い、ろ、る1、る3、イ2、イ3、		
昭 和 ;	寸	73. 19	
	154 と1~わ、		
	156 71, 72,		
みなかみ	町計	22, 814. 18	
	201 い1、い2、ほ、わ、よ4~よ11、れ1、れ2、む~や、	•	
	け2、ふ1、		
	202 い~く、ふ1~て2、あ、さ、ゆ~め2、す1、す2、		
	□1~□6、		
	203 も~イ10、		
	204 い~は1、ほ、へ、ち、ぬ~わ3、つ1~ね		
	<u> </u>	_1	

市町村		森 林 の 所 在(林 小 班)	面	里 1	施業方法
みなかみ町	205	い~ち、ぬ2~わ1、二、			I. Sile I. S.L.
	207	い~ろ2、は2、は3、は10、は11、ほ2~わ1、わ3、			施業方法については、
		か10~か12、イ1、イ2、ロ、			Ⅱ-第3-4
	208	い~は3、~~ち、つ、ね、む、お1~ふ、			-(1)-イの とおり
	209	い~~1、と~ち4、る1、る2、つ2、つ4~ら、			
	210	い~は、ほ~る5、る8~つ、な1~ら、の~く、			
		イ1~ハ2、			
	211	ち、う、の1、や、イ、			
	212	い、に1~に3、り1、す6、ロ、			
	213	Ø.,			
	214	11、12、			
	215	ち、つ、イ、			
	216	い、む、て1~あ2、ロ、			
	217	~2、~4、ぬ1~む1、む3、む4、ロ、			
	218	ら~イ、			
	219	い1~い3、ほ~と1、れ1、れ2、ロ1~ハ、			
	220	い~は3、る1~イ1、二1~ホ、			
	221	い1~ろ、わ、か、そ1、そ2、け、ふ、し1~せ3、			
		す2~ イ1、ロ、			
	222	い、は、よ1~た、そ、イ、ハ、ニ、			
	223	は1~ほ、			
	224	い1~ち、わ、め、も、イ、			
	225	い~は、ほ1、な1~ま、イ、			
	226	い、わ、イ、			
	227	v, b,			
	228	い、ろ、は2、に、ほ、る2、る3、く、や、ロ1~ロ3、			
	229	\v1~\v3,			
	230	v. ~, b.			
	231	な、ら、ロ、			
	232	口、			
		口~床、			
	234	イ~ニ、			
	235	イ~チ、			
	236~	~237 全			
	239				
		い~へ、わ2、イ~ハ2、ニ、ホ、			
	241				
	242	ほ1、イ1、イ2、			

市町村		森 林 の 所 在(林 小 班)	面	積	施業方法
みなかみ町	244	V),			
	245	い、ろ、に、へ、こ、ロ1、ロ2、			施業方法に
	246	い~ぬ、さ、す、ニ、ホ、			ついては、 Ⅱ-第3-4
	247	い1、い4、に、り1~る2、わ2~か2、よ、た1、そ、け~			-(1)-イの
		さ、			とおり
	248	へ~か、ね1~な、う、ハ、			
	249	ろ~え、さ~ひ、ロ1~二、チ、			
	250	と1~く4、や5~え、あ~め、			
	251	<i>5</i> 1、 <i>5</i> 4、			
	252	い1~ろ、に、ほ1、ほ3、り1、り3、か1、か3、た1、			
		た5、た6、ロ、			
	253	そ、			
	254	へ2、た、れ2、ね、な、ら4、う1~お2、め~み3、			
	255	と2~か、			
	256~	~257 全			
	258	に、へ、ち、り、る2~な、や~あ、ロ1、ロ2、			
	259	い1~に2、く1、く3~こ1、こ5~え2、め、も1~イ、			
	260	る1、か、れ、			
	261	全			
	262	ろ~ち、ぬ、る2~る4、か2、			
	263	全			
	302	い、は~ち5、り1~る4、			
	303	な、ロ、			
	304	ろ~に2、に5、に6、と、ち1、り1~ぬ、れ2、れ7、			
		イ1、イ2、ハ1、			
	305	ろ~む、			
	306	い~は、ほ、ぬ~イ、ハ、			
	307	い~と、る1、む~こ、ロ、			
	311	<i>い</i> ∼の2、			
	312	ろ、1、に2、に4、ほ、と1、り1、ぬ1、る、か、て2、			
		さ、ゆ1~ゆ3、す1、す2、ニ~ホ2、			
	313	い1~け1、ふ~す5、ホ1~チ、			
	314	全			
	315	い~イ2、ハ、			
	316	い~る、			
	317	イ1~イ3、			
	318	は2、ニ~ホ4、			
	319	▶1~ ▶14、			

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面	里 1	施業方法
みなかみ町	320 イ1~イ3、			长光十y+)>
	321 71, 72,			施業方法については、
	323 い~り、る~イ、ハ、ニ1、			Ⅱ-第3-4-(1)-イの
	324~325 全			とおり
	326 い~と、り~や、け~す7、ハ1~ハ3、			
	327 い1~む、う2~す5、ハ1~二、			
	329 ぬ~か、			
	330 ろ、は、へ、			
	331 は、に1、ほ1、ほ3~~、			
	332 い、ろ、へ~た、な~ら2、イ、			
	333 へ、イ、			
	334 全			
	335 は~ロ3、			
	336 に、へ~ぬ、う1~お2、ハ、			
	337 い、ろ、			
	339 い1、ろ~イ3、			
	340 に、ほ、			
	341 い6、イ、			
	342 ()			
	343 全			
	344 <i>A C C C C C C C C C C</i>			
	347-1 \(\cdot 1 \subset - \cdot 3 \)			
	347-2 イ1~イ12、			
	347-3 イ1~イ3、			
	347-4 イ、			
	$347-5$ $1\sim 17$, $347-6$ $1\sim 16$,			
	347-7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	347-7 オ2、 349 い1、い2、ろ2~イ3、			
	350 い1~イ2、			
	351 に1~イ2、			
	352 ほ~と、			
	353 い、は、			
	354 い1、い2、ろ~は2、			
	355~356 全			
	357 ぬ~イ2、			
	358 V5~74,			
	359 に~イ3、			
<u> </u>	,- ,-,			<u> </u>

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面	積	施業方法
みなかみ町	360 つ7∼□3、			
	361 ほ1~と2、イ1、イ2、			施業方法に
	362 11, 14,			ついては、 Ⅱ-第3-4
	363 い3~~1、ハ2、			-(1)-イの
	365 つ、			とおり
	367 □、			
	369 か、よ、			
	371 た、れ、			
	374 ぬ1、わ1、わ2、			
	375 ち、り、			
	379 い1~に、ハ、			
	382 11~114,			
	383 の1、イ、			
	384 う、も3、ホ1、ホ2、			
	385 い~め、ロ、			
	386 ほ1、へ、と、わ2~な、う1~お、			
	387 全			
	388 ち、ぬ~イ3、			

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)		施業方法
—————————————————————————————————————		35, 345. 57	46-NG 1-NL)-
沼 田 市	計	3, 756, 88	施業方法については、
	1 か、よ、ロ1、	,	Ⅱ-第3-4 -(1)-イの
	10 い~よ3、ロ、ハ1、		とおり
	11		
	12 V1~~, \(\frac{1}{2}\), \(\frac{1}{4}\),		
	13 V1~14,		
	14 い1~か、よ3~ハ、		
	15 い1~ぬ、る2、る4~イ2、		
	16 い1~と11、ぬ2、る2、わ3~わ5、イ2、		
	17 る2~か2、		
	40		
	80 KZ,		
	81 ~~り、イ4~ロ7、		
	82~83 全		
	94 51, 52,		
	95 ほ~と、		
	97 ろ、		
	100 121,		
	105 ~,		
	106 よ、		
	121 と、ち、		
	123 ろ、は、		
	124 ろ5、は、		
	132 に、		
	149 わ6、れ3、ね、な2~ロ、		
	166 ろ1~は、		
	167 と、		
	170 全		
	171 い2~ほ2、		
	172 と、ロ1、		
片 品 村	計	4, 616. 79	
	46 い2~に2、ち1、ち3~ぬ2、る2~イ、ハ1~ハ3、		
	47 い1~れ2、ホ1、ホ2、		
	48 い1~い7、は、~3、り~わ1、か、た1~た3、な2~な6		
	ら2~イ、ニ、ホ、		

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	加爾:na 施業方法
片 品 村			施業方法に、 Ⅲ-第3-4 -(1)- とおり
川場材		1, 358. 25	
昭 和 村		16. 88	

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
みなかみ町	計	25, 596. 77	松業士 沙フ
	216 い~ち1、り1、え1~え3、ハ、		施業方法については、
	217 い、ろ1、ロ、		Ⅱ-第3-4-(1)-イの
	218 ら~イ、		とおり
	219 /		
	220 に、た1、た2、ニ1~ホ、		
	221 い1、ほ~ち、る2、よ、れ、む~う2、く1、え、あ、さ、		
	す1、		
	222 ろ、に~と、わ、よ1~イ、ハ、ニ、		
	233 い~は2、ロ~ホ、		
	234~239 る1、ロ、		
	242 151, 152,		
	243 は1、は2、		
	246 も~す、		
	247 れ、そ、		
	248 ら1~む、あ1~イ、		
	250 は3、へ、		
	251 い1~ぬ、わ1~む3、う2、う3、の~く、ト1~ヌ1、ヌ3、		
	252 ほ2、~1~ち8、り2、ぬ、る1、わ1、わ2、か2、よ、た2		
	~た4、れ~つ、ハ1~ハ3、		
	253 ろ~り、る1~れ、つ~お、		
	254 ろ~~1、と~よ、れ1、そ、つ、ら1、ら3、ら5~む,く~		
	き、し~せ11、		
	255 い~と1、イ、ロ、		
	301 い~イ2、		
	302 る2~る4、か1~つ、		
	303 な、		
	308~309 全		
	310 い~は2、ロ1~ハ、		
	311 お、く、		
	312 と2~ち2、り2、ぬ2、な2~て1、あ、き、ゆ4~め、		
	し1~す2、ロ1、ロ3、ホ2、		
	313 け2、		
	316 わ1~れ、ロ1~ロ3、		
	317 い1~口1、		
	318 い~は1、に~と、ロ2、ニ~ホ4、		
	319 い~イ2、イ7、イ10~ロ、ホ2~ト14、		
	320~322 全		

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面	積	施業方法
みなかみ町	323 b, =2, =3,			## # + }#)=
	334 イ1~イ3、ロ、			施業方法に ついては、
	335 🗀 1 ~ 🗀 3 、			Ⅱ-第3-4
	339 ろ~イ3、			-(1)-イの とおり
	342 ろ、			
	344 V,			
	345~348 全			
	349 31、			
	357 る~イ2、			
	358 ろ~イ4、			
	359 ほ~イ3、			
	360 ね1、ね2、ロ2、ロ3、			
	361 へ、イ1、イ2、			
	364 り2、わ~よ2、れ1、れ2、つ、な4~ら2、む2、む3、			
	365 い~そ、			
	366 い~イ1、			
	367 い~り7、る1~ロ、			
	368 ろ~わ6、そ、イ、			
	369 わ、か、た、			
	370 い~は1、^3~と、た9、			
	371 れ、			
	373 い1~31、つ、イ~ロ2、			
	374 わ2、			
	375 に1~へ、イ、			
	377 て2、			
	381 ち、			
	382 と、			
	383 は~へ、			
	384 ろ~に、つ2~ね2、の1、の2、ま、け、ゆ、め、			
	し4~も1、も4~イ、ハ、			
	386 ら~む2			

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域と施業の方法

単位 面積:ha

□ □ □				森林の区域	面積	施業の方法	
区分	市	町	村	林 小 班	面積	旭未の万伝	
総数					15. 86		
農地、森林の土地又は道	沼	田	市	10951	3. 12	択伐とする	
路その他の施設の保全の							
ため伐採方法を特定する							
必要のある森林							
自然環境の保全及び形成	Щ	場	村	19~3, ~6, \(\mu 3, \)\(\mu 4	12.74		
並びに保健・文化・教育							
的利用のため伐採方法を							
特定する必要のある森林							

別表 2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積:ha

	区	分		対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積
	総	数				65, 873. 18
	沼	田	市		$1 \sim 17, 40 \sim 42, 73, 75, 76, 78 \sim 153,$	25, 484. 44
市				ニホンジカ	$160\sim162,\ 164\sim177$	
町町	[利 根]		2~4	
村	片	<u>П</u>	村	ニホンジカ	43~74、77	8, 859. 52
別	Щ	場	村	ニホンジカ	18~39	4, 354. 17
内	昭	和	村	ニホンジカ	153~159	1, 155. 32
訳	み	なかみ	町	ニホンジカ	201~229, 240~263, 301~305, 307,	26, 019. 73
	か	なかみ	ш]	ールンシカ	312~316, 325~337, 360~388	

(注) 市町村欄の[]は、公有林野等官行造林地である。

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

別衣3 指正飑美	要件を定める場合の基準
事 項	基
1 伐採の方法	(1) 主伐に係るもの イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする 保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは 雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡 の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択 伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的 とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を 禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則 として、標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることがで きる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される 樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止 する。
2 伐採の限度	(1) 主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基準
2 伐採の限度	二 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2)間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植 栽	(1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1へクタール当たり伐採跡地につき適確 な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の 割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以 内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる 樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水 源 か ん 養保 安 林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施 設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認 められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると 認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの にあっては、禁伐)。 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。3 その他の森林にあっては、択伐。1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁
干害防備保安林	代。 2 その他の森林にあっては、択伐。 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐)。 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
なだれ防止保安林落石防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較 的少ないと認められる森林にあっては、択伐。2 その他の森林にあっては、禁伐。
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。3 その他の森林にあっては、択伐。

別表 5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととす る。
第1種特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特 別 地 域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長(国定公園、都県立自然公園にあっては知事)は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1)一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2)伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表 6 砂防指定地等の森林の施業

	区		分		施業の方法
砂	防	指	定	地	「群馬県砂防指定地管理条例施行規則」(平成15年3月24日群馬県規則第9
					号) による。
史	跡		名	勝	「群馬県文化財保護条例」(昭和51年10月25日群馬県条例第39号)及び
天	然	記	念	物	同施行規則(令和2年3月31日群馬県規則第45号)による。
(特別史跡名勝天然			名勝ヲ	た然	
記念物含む)					
自然環境保全地域			:全地	也域	自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、及び同施行規則(昭和48年総理府
特	別		地	区	令第62号) による。
県	自	然	環	境	「群馬県自然環境保全条例」(昭和48年7月10日群馬県条例第24号)及び同
保全	保全地域特別地区			拉区	施行規則(昭和48年10月9日群馬県規則第50号)による。